

桶川市入札公開実施要領

(平成15年9月17日市長決裁)

(目的)

第1条 この要領は、市が発注する公共工事等の入札を公開し、入札手続の一層の透明化を図るとともに、市民の市政に対する理解と信頼を深めることを目的とする。

(公開する内容)

第2条 公開する内容は、入札の執行状況とする。

(傍聴人の資格)

第3条 原則として桶川市民とする。ただし、当該入札に参加する者の関係者は除くものとする。

(傍聴できる人数等)

第4条 傍聴は申込順に受付けるものとし、傍聴できる人数は、会場等の都合によりあらかじめ市が決定した範囲とする。

2 傍聴者が次に掲げるような状態であり、適正な入札執行ができない恐れがある場合は、傍聴を認めないことができる。

- (1) 酒気を帯びや危険物等の所持をしている者
- (2) 傍聴席みだりに離れる者
- (3) 私語ややじなどにより入札執行を妨げる者
- (4) 入札執行者の指示に従わない者

(申込方法)

第5条 傍聴を希望する者は、入札前日(土曜、日・祭日を除く)の午後5時までに入札主管課に申し込むこととする。ただし、入札当日において傍聴人数に余裕がある場合は入札当日の入札開始20分前まで申し込めるものとする。

(入札の周知)

第6条 入札執行日程等については、次の方法により周知するものとする。

- (1) 市役所内での掲示
- (2) 新聞掲載
- (3) その他適切な方法

(その他の事項)

第7条 報道機関等の取材についての取扱いは、入札執行者の判断によるものとする。

附則

この要領は、平成15年10月1日から施行する。